

パブリック・コメント制度の流れ

市民生活に広く影響を与える、計画や条例等の政策案の作成
基本的な政策（基本方針、基本計画等） 条例の制定・改廃



案を市民等の皆さんに公表します		
素案等の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案 ・ 素案作成の趣旨、目的及び背景 ・ 素案の概要 ・ その他必要な参考資料 ・ 	公表方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報だざいふ ・ 市ホームページ ・ 実施機関の担当窓口 ・ 指定場所での閲覧または配布（中央公民館、市民図書館、いきいき情報センターなど） 	市民等の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住んでいる人 ・ 市内に事務所、事業所を有する人 ・ 市内に通勤、通学している人 ・ 本市に対して納税義務を有する者 ・ 案の利害関係者



意見等の提出（公表した日から原則として30日以上の期間を設けます）	
提出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管課等への持参 ・ 郵便 ・ ファクシミリ ・ 電子メール ・ その他 	提出者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所 ・ 氏名又は団体名 ・ 電話番号を明記



提出された意見等の取扱	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案に反映できる意見・情報、意見に基づき案を修正し公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案に反映できない意見・情報、反映できない理由を明示し公表



最終的な意思決定を行い、案を公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終案 ・ 検討結果（提出された意見等とともに、意見等に対する市の考え方を公表） 		議会の議決を要するもの 議会へ提案・議決
---	--	---------------------------------



施行・政策決定
